

大阪市生成AI利用ガイドライン

別冊 業務受託事業者等向け生成AI利用ガイドライン

2025.12.22 第1.1版

改定履歴

発行	改定年月日	改定概要	改定箇所	改定内容
第1.0版	令和7年3月25日策定	—	—	—
第1.1版	令和7年12月22日改定	・画像及び動画の生成AIを利用する場合の条件を規定 ・文言整理	P2,3 P5 P7 P10 P9,12	文言整理 画像及び動画の生成AIを利用する場合の条件を規定及び文言整理 画像及び動画の生成AIを利用する場合の条件への解説を規定 文言整理 イメージ画像の更新

目次

はじめに

P3

契約または指定管理の協定における生成AIの利用規定

P4

生成AI利用に関する特記仕様書及び生成AI利用に関する確認依頼書と確認の運用について

P10

本ガイドライン中の用語の定義

- ・生成AI…人工知能の一種で、学習したデータからパターンやルールを抽出し、それをもとにプロンプト（生成AIに与える指示・命令文）に対する回答を対話形式で作り出すことができる技術
- ・契約…請負、買入、借入その他の契約（売払い契約、貸付け契約を除く）
※なお、本市が特記仕様書を添付する余地のない契約（申込による契約等）は除く
- ・協定…指定管理業務に係り、指定管理者と本市が締結する協定
- ・受注業務…契約に基づき受注者が履行する業務または工事
- ・指定管理業務…地方自治法第244条の2で規定する指定管理者が行う業務
- ・業務受託事業者等…受注業務を履行する受注者及び指定管理者

はじめに

大阪市では、令和6年度から、文章生成AIを全職員が本格的に利用できるよう、安全な利用環境とルールを整備しました。業務時間の短縮や作業負荷の軽減などの効果が期待されています。

令和7年10月31日からは、画像や動画などの生成AIについても、利用ルールや導入基準を明確にしたうえで、職員による利用を認めることとしました。

本市が発注する契約や指定管理の協定においても、生成AIの活用による業務効率化が期待されますが、情報漏えい、不正確な出力、知的財産権の侵害などのリスクが伴います。

特に画像や動画の生成物は、既存のキャラクターや作品の特徴を再現しやすく、その結果、著作権侵害と判断されるリスクが高いという特徴があるため、慎重な対応が必要です。

こうしたリスクに適切に対応しつつ、業務の効率化と質の向上を図るために、市が利用内容や情報セキュリティ管理体制を把握したうえで、業務受託事業者等に生成AIを利用してもらうことが重要です。

そのため、業務受託事業者等が生成AIを利用する場合は、市の業務所管部署に利用内容を確認し、承認を受ける必要があります。

また、契約や協定の締結時には、原則、本ガイドラインに基づく特記仕様書を添付することとしています。

契約または指定管理の協定 における生成AIの利用規定

契約または指定管理の協定における生成AIの利用規定

「生成AI利用に関する特記仕様書」が添付されている受注業務又は指定管理業務において生成AIを利用する場合には、事前に発注者あて所定様式に確認依頼をし確認を受けるとともに、下記利用規定を遵守する必要があります。

次ページ以降で、各規定の主旨を解説します。

- 1 生成AIを利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 2 生成AIは、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 3 画像及び動画の生成AIサービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツでAIモデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- 4 インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成AI(ChatGPTやMicrosoft Copilotなど)の利用を禁止する。
- 5 生成AI機能が付加された検索エンジンやサイト（GoogleやMicrosoft Bingなど）は、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成AIによる回答を得る目的での利用を禁止する。
- 6 生成AIを利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 7 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 8 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 9 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 10 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 11 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 12 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成AIを利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 13 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

契約または指定管理の協定における生成AIの利用規定

- 1 生成AIを利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。

「生成AI利用に関する特記仕様書」が添付されている受注業務又は指定管理業務において生成AIを利用する場合には、「生成AI利用に関する特記仕様書」の定めにより、事前に発注者宛に所定様式「生成AI利用に関する確認依頼書」により確認依頼をし、確認を得たうえで、利用規定を遵守して利用する必要があります。
また、確認内容に変更等が生じた際には変更の届け出が必要です。

生成AIを利用しない場合は、特段の届出は不要です。

- 2 生成AIは、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。

生成AIには、情報漏えい、回答の不正確性、知的財産権侵害等様々な問題が指摘されています。これらのリスクを考慮して、当面、生成AIの利用は業務支援目的での利用に限定することとしています。

市民や事業者向けに、生成AIの生成物を直接供給するような使い方は禁止します。生成AIの出力結果はあくまで業務の補助として利用してください。

契約または指定管理の協定における生成AIの利用規定

3 画像及び動画の生成AIサービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツでAIモデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。

生成AIの生成物を利用する際には、他者の著作権を侵害しないよう、特に細心の注意を払う必要があります。とりわけ、画像や動画の生成物は、文章生成AIの生成物と比べて既存のキャラクターや作品の特徴を再現しやすく、その結果、著作権侵害と判断されるリスクが高いという特徴があります。そのため、生成AIサービスが学習に使用したデータの出所に起因するリスクに対応することが重要です。

原則

利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツでAIモデルの学習をしているサービスを利用して下さい。学習データが著作権者から許諾を得たものや著作権切れのコンテンツに限定されたサービスを利用することで、生成結果の利用時にも適法なコンテンツのみが生成され、著作権侵害のリスクを大幅に低減できます。

例外的な対応

当該要件に該当しないサービス、または該当するか不明なサービスを利用する場合は、次の措置を講じる必要があります。

- ・照合や専門的レビュー等により、生成内容が既存著作物と類似していないこと、無許諾で依拠していないことを確認する。
- ・発注者と受注者の間のトラブルを防止するため、成果物として利用する際には、発注者の同意を得る。

学習データに起因するリスクへの対応と、生成内容が第三者の権利を侵害しないよう確認し、侵害につながる入力を避ける対応は、それぞれ異なるリスク層に対する補完的な措置であり、両方の観点からの対応が不可欠です。

契約または指定管理の協定における生成AIの利用規定

- 4 インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成AI（ChatGPTやMicrosoft Copilotなど）の利用を禁止する。
- 5 生成AI機能が付加された検索エンジンやサイト（GoogleやMicrosoft Bingなど）は、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成AIによる回答を得る目的での利用を禁止する。

インターネット上で公開され、不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成AIについて、オプトアウト機能※などの情報保護措置がない場合があり、利用者の入力データが生成AIの学習データとして利用されるリスクや、組織的な管理がされない不適切な利用につながる恐れがあるため、利用を禁止します。

※オプトアウト機能 … 自分の情報を利用されたくない場合、第三者提供をやめるという方式

- 6 生成AIを利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 7 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。

組織的に利用している生成AIであっても、情報セキュリティの観点から、オプトアウト機能などで入力情報が学習されない設定で利用することとし、契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止します。

契約または指定管理の協定における生成AIの利用規定

- 8 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 9 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 10 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。

「大阪市生成AI利用ガイドライン」本編「第3章 大阪市の生成AIの利用ルール」-「1 全ての環境の共通ルール」の4,5,6を参照してください。

1 全ての環境の共通ルール

4 知的財産権等の他者の権利を侵害する内容の生成につながる入力を禁止する

生成AIによる生成物が、知的財産権等を侵害する可能性があることを踏まえ、既存の著作物（作品名・キャラクター名等）を想起させるような指示文（プロンプト）の入力を禁止するとともに、画像生成や動画生成など、生成物を直接利用する性質のサービスを利用する際には、第三者が権利を有する画像等の取り込みを禁止します。

なお、単に既存の著作物等をプロンプトとして入力するだけの行為は、直ちに著作権侵害に該当するとは限りますが、現在想定していない侵害リスクが発生する可能性もあります。

禁止事項の例

「キャッチコピー〇〇に似たフレーズを生成してください」と文章生成AIに入力する
「著作物〇〇を参考に文章を生成してください」と文章生成AIに入力する
第三者が権利を有する画像等を取りこんで画像を生成する

1 全ての環境の共通ルール

5 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること

生成AIには、事実とは異なる情報をもつともらしい形で回答する現象「ハリシネーション」が発生する場合があります。そのため、出力内容の根拠、正確性、妥当性、一貫性等を必ず確認し、偏りや差別的な表現が含まれていないか等も必ず確認してください。

確認の観点

正確性：出力された情報や数値データ等が事実や実際のデータに基づいていること

妥当性：出力された情報が目的や質問に対して適切な内容と文脈で作成されていること

一貫性：出力内容が文章内で矛盾しておらず、他の情報とも整合していること

正確性の確認の例

「大阪市の区名」というプロンプトから出力された区名が実在するか、名称や数が正しいかを信頼できるデータベースと照合して確認する

1 全ての環境の共通ルール

6 生成・出力内容は、知的財産権等の他者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること

生成AIの生成物が既存の著作物等と同一または類似している場合、それらを利用する事が著作権、商標権などの知的財産権の侵害にあたる可能性があります。また、生成物に特定の人物が含まれる場合や類推される場合には、その生成物を利用することがパブリシティ権や肖像権の侵害となるケースも考えられます。

したがって、生成AIの生成物を利用する際には、知的財産権、パブリシティ権、肖像権等、関連法規に抵触しないかを十分に調査し、適切な対応を行ってください。

調査の例

登録商標・登録意匠の調査：
特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）※ URL:<https://www.j-platpat.ipit.go.jp/>
※他者が取得している商標権を簡単に検索することができるサービス



契約または指定管理の協定における生成AIの利用規定

- 11 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。

生成AIの出力内容は、あくまで業務の補助的な資料です。

生成AIの出力内容は、加筆・修正のうえ使用してください。

- 12 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成AIを利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。

生成AIの出力内容について、**出力内容が正確であることや、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないと判断した場合はそのまま使用することも可能とします。**

ただし、**生成物をそのまま利用する場合は、生成AIを利用して作成した旨を明らかにして組織として意思決定のうえで、利用してください。**

- 13 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

生成AIの利用規定外の利用や情報漏えいなどのリスクを防ぐために、誰がどのように生成AIを使っているかを明確化し管理することが必要です。

また、業務の透明性を確保するためにも、利用ログを記録・管理することが重要です。

生成AI利用に関する特記仕様書及び 生成AI利用に関する確認について

生成AI利用に関する特記仕様書及び生成AI利用に関する確認依頼書について

「生成AI利用に関する特記仕様書」が添付されている契約または指定管理の協定において生成AIを利用する場合には、「生成AI利用に関する特記仕様書」の定めにより、事前に発注者あて所定様式により確認依頼を提出し、確認を受けてから、利用する必要があります。

Wordの様式は大阪市ホームページ「[大阪市生成AI利用ガイドライン](#)」のページからダウンロードできます。

特記仕様書イメージ

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容に事前により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます。
<http://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryaku/hitsu/page/0000023850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依頼がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

(生成AIを利用する場合に受注者又は指定管理者から発注者へ提出) 確認依頼書イメージ

生成 AI 利用に関する確認依頼書

令和 年 月 日
大阪市〇〇局〇〇様

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地

商号又は名称
代 表 者
(又は受任者)
役職・氏名

「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定めた利用規定を遵守のうえ、生成 AI を利用しますので、以下の記載事項について確認をお願いいたします。

なお、記載内容について、事実と違わないことを誓約し、変更等が生じた際には改めて確認を依頼します。

また、本申請について提出する書類に記載された個人情報については、提出にあたり全て当該人物の同意を得ていることを誓約します。

記

1 契約又は指定管理名称及び締結年度

2 区分
 新規（新規業務への利用） 変更（既存業務への利用内容の変更）

3 利用者
 受注者又は指定管理者 再委託又は再々委託等の相手方（社名：_____）

4 生成 AI 利用業務内容等及び業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン遵守チェックリスト
裏面以下のとおり

5 連絡先
部 局 _____
氏 名 _____
電話番号 _____
FAX _____

2 / 3

生成 AI 利用業務内容等及び業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン遵守チェックリスト
下記項目を遵守することを確認しました。（確認した項目を☑（チェック））

1 生成 AI を利用する業務内容及び利用者の範囲等（別紙添付による報告も可）

事項	内容
(1) 利用業務内容、利用目的、利用方法	<input type="checkbox"/> 利用業務： <input type="checkbox"/> 利用目的： <input type="checkbox"/> 利用方法：
(2) 生成 AI サービス名称、提供元	<input type="checkbox"/> 利用する生成 AI の種類 □ 文章 □ 音声 □ 画像 □ 動画 □ その他（ ） <input type="checkbox"/> 生成 AI サービス名： <input type="checkbox"/> 提供元：
(3) 利用する生成 AI サービスの種類	<input type="checkbox"/> 利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別されたコンテンツのみを AI モデルの学習に利用しているサービス <input type="checkbox"/> 利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別されたコンテンツのみを AI モデルの学習に利用しているサービスに該当しない又は担当する部署のサービス
(4) 利用者の範囲	<input type="checkbox"/> 利用範囲（内部組織でござる） 情報セキュリティ管理体制 (管理体制、利用ログ管理)
(5) 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用します。	<input type="checkbox"/> 情報セキュリティ管理体制 <input type="checkbox"/> 利用ログの管理体制：

2 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン遵守チェックリスト
下記項目を遵守することを確認しました。（確認した項目を☑（チェック））

生成 AI を利用（新規業務への利用又は既存業務の利用内容の変更）する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用ルールの遵守、誓約の内容を事前に発注者宛に確認依頼します。

生成 AI は内閣業務の支援のための利用に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しません。

画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別されたコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを取扱いませんが、利用者が生成物を利用しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依頼がないことを確認し、かつ、生成物として利用する際は発注者の同意を得ます。

インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI は利用しません。

生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用はしません。

生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用します。

契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報は入力しません。

著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力はしません。

運用フローは
次ページへ

生成AI利用に関する特記仕様書の運用フロー

